

## 「三重県版事業仕分け」の概要

新たな行財政改革の取組の一環として、「三重県版事業仕分け」を実施しています。聖域を設けることなく、全ての事業をゼロベースから見直すことで、「日本一、幸福が実感できる三重」の実現に向けて、税金の使い方を変えていきます。

### 特徴

平成23年度予算に計上された全ての事務事業（約1,900本）を対象とすること。

これまで、「みえ政策評価システム」のもとで、毎年度、主体的に行ってきた「成果の確認と検証」作業をベースに見直すこと。

見直しの判断基準として、行政以外の多様な主体の役割分担を検討し、税の投入が妥当と考えられるものを行政の担う領域とする三重県独自の「県が担う領域の判断基準」\*1を活用すること。

\*1 「県が担う領域の判断基準」

1) 県民と行政の役割分担：行政が担う（税を投入する）領域の判断基準

公共財 外部（不）経済 独占性 市場の不完全性 ナショナル（シビル）ミニマム

2) 県が担う領域の判断（行政が担う領域の中で、県と市町の役割分担）

個別の法律等で県の責務とされている事務事業

広域にわたる事務事業

近接性、応答性などの判断から市町が担うべき分野であっても、先導的・過渡的な事務事業に対する支援事業、専門性・効率性の点から県が行うことが望ましい事務事業

県の内部管理事務

### 「三重県版事業仕分け」の流れ

約1,900本の事務事業について、「妥当性・必要性・有効性・効率性・緊要性」の5つの視点から、各部局が評価・検証を行いました。評価・検証結果については、総務部がヒアリングを行い、各部局との議論を通じて、徹底した事業見直しを行っています。

そのうえで、総務部として見直しの余地があると判断した事業について、一定の基準（次頁の【選定基準】）に基づき、総務部と各部局で議論を行ったうえで、行財政改革専門委員会\*2から意見をいただきながら、行財政改革推進本部\*3において公開仕分けの対象として40事業を選定しました。

今回の公開仕分けは「三重県版事業仕分け」の一環として実施するものであり、仕分け人がそれぞれの事業について「そもそも必要か」「誰がやるべきか」といった議論を県担当者で行ったうえで、「不要」,「再検討」,「国・広域」,「市町」,「三重県（要改善）」,「三重県（現行通り）」,「三重県（拡充）」のいずれかの判定を行います。

\*2 行財政改革専門委員会・・・外部の有識者から行財政改革に関する専門的な意見をいただく場。

\*3 行財政改革推進本部・・・知事を本部長とし、部長等を構成員として行財政改革に関する検討・協議等を行う県庁の内部組織。

【選定基準】

( 1 ) 公開仕分けでの議論に馴染まないと考えられる下記( )~( )に該当する事業は、原則として、対象から除外。

- ( ) 事業開始から5年を経過していない事業
- ( ) 事業費ベースで500万円未満の事業(補助金・負担金は除く)
- ( ) 内部事務や法令に定められた事務、災害復旧事業など、県に裁量の余地が乏しい事業
- ( ) 国の基金事業など終期が定まっている事業

( 2 ) 公開仕分けで取り上げる重点テーマとして、下記 ~ の見直し類型に該当する事業を選定。

- 補助金・負担金の目的・効果について検討を要するもの(妥当性・有効性)
- 事業の終期設定について検討を要するもの(妥当性)
- 県と市町の役割分担(県の関与の度合い)について検討を要するもの(必要性)
- 県有施設としての必要性について検討を要するもの(必要性)
- 事業の規模や対象、受益者負担について検討を要するもの(必要性・効率性)
- 事業効果について検証が必要なもの(有効性)
- 類似する事業の廃止・統合について検討を要するもの(効率性)